

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	土地利用基本方針策定事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	建設部	課等名	都市・地域計画課		包含する細々目	1	8	4	1	10	5	2,113	
政策	4 暮らしと生命を守る安全安心で快適なまちづくり					1	8	4	1	10	4	9,399	
施策	47 計画的な空間利用の推進												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	済み	事業期間		13	年度～	29	年度	関連計画条例等	基本構想・基本計画、国土利用計画、土地利用基本方針、農振地域整備計画、森林整備計画、景観計画、緑の基本計画、土地利用基本条例、都市計画法施行条例、景観条例、緑の育成条例、屋外広告物条例

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	飯田市内全域 市民・事業者・行政	飯田市面積(k㎡) H18年度からは合併後の新市数値	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了とする	
			658	658			
	飯田市の人口(人) H18年度からは合併後の新市数値	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		最終目標達成年度		
		108300	107000				
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	飯田市の土地利用の目標や基本的な方針が定まり、また、土地利用関係制度の総合的・一体的な整備により、計画的な土地利用が行なわれる 市民・事業者・行政が協働して取り組むことにより、一定のルールのもと、それぞれの役割分担に応じた計画的な土地利用が行なわれる	土地利用基本条例、土地利用計画審議会条例、都市計画法施行条例の制定(数)	18目標	3	最終目標	9	19
		国土利用計画、土地利用基本方針の策定(数)	18実績	3	19目標	6	↑
		地域土地利用方針の策定(数)	23目標		23実績		最終目標達成年度
		全20地区	18目標	0	最終目標	20	29
		18実績	0	19目標	0	↑	
		23目標	3	23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	1. 第5次基本構想、国土利用計画第2次飯田市計画に即し、人口減少、超高齢社会の到来に対応した持続可能な都市経営や計画的な土地利用を行なうため、「飯田市土地利用基本方針」を策定する。このうち都市計画に関する部分については、都市計画の基本的な方針(都市計画マスタープラン)として取り扱う。 2. 土地利用基本方針に基づき、土地利用関係計画(農業振興地域整備計画、景観計画、緑の基本計画)を一体的に策定する。 3. 地域の特性や個性を生かした地域づくりを進めるため、土地利用基本方針の全体方針に即し、地域土地利用方針の策定を進める。 4. これらの土地利用制度をバックアップするため、土地利用関係条例(土地利用計画審議会条例、土地利用基本条例、土地利用調整条例、都市計画法施行条例、景観条例、緑の育成条例、屋外広告物条例)を制定する。	地区懇談会による計画及び条例の検討 市民会議による計画及び条例の検討 庁内調整(具体的方策の検討)と土地利用調整制度の検討 市議会土地利用計画特別委員会への説明 国土利用計画第2次飯田市計画の策定(H18.6議決、H18.8施行) 土地利用基本方針の素案まとめ ニュースレターやホームページ等による市民への情報提供と意見聴取 土地利用基本条例、都市計画法施行条例を制定(H19.3議決、H19.4施行)	・地区懇談会の開催数回 ・市民会議の開催数回 ・土地利用計画特別委員会の開催数回 ・市民会議ニュースレター発行回数 ・ホームページアクセス数(意見募集ページのみ)件	60 13 11 5 1290
		土地利用調整条例、景観条例、緑の育成条例、屋外広告物条例及び改正都市計画法施行条例の制定 土地利用基本方針の策定、施行 景観計画、緑の基本計画の策定、施行 土地利用関係条例、施行規則及び要領の作成 土地利用関係制度の普及・啓発 地区の検討組織を立ち上げ、地域別方針の検討 土地利用基本方針に基づき運用(都市計画の変更等)	・条例・計画の制定数 ・地域計画・地区計画検討回数 ・説明会等の開催数 ・土地利用計画審議会及び都市計画審議会の開催数	

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	13,023	11,512
	事業費計(A)	13,023	11,512
人件費	正規職員所要時間	18年度 17,000	19年度 17,000
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	60,792	60,792
	トータルコストA+B	73,815	72,304

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値				
	計画に基づく利用、整備の誘導をする。	地域別土地利用方針が策定された土地の面積	現状値	0	19実績		
			20実績		21実績		
				22実績		23目標	10
	地区計画(都市計画)、協定(景観等)を締結されている数(累計)	現状値	7	19実績			
		20実績		21実績			
22実績			23目標		10		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
中心市街地空洞化、市街地の低密度な拡大、農地の虫食い化が進む一方で、土地利用の有効な規制や誘導が行われていない中で、H12に「国土利用計画」が中間年度を迎え、農業地域振興計画の期間も終了し、都市マスタープランが策定されていないなど、土地利用に関する計画や制度の一体的整備が必要になってきた。	土地利用の考え方は、持続可能な地域社会の構築という理念に沿って行われる必要があると認識されるようになってきている。庁内では、基礎調査実施により計画策定の基本方針が庁議で定められた。関連する制度面では、白地地域の容積率・建ぺい率の見直し、農振除外規定の見直しが行なわれ従来より厳しい基準となった。 19年度に完成する三遠南信自動車道IC周辺の土地利用の方向性が課題となっている。 土地利用計画策定地区懇談会や市民会議など多くの市民の意見を基に、国土利用計画第2次飯田市計画が平成18年6月に策定された。	議会は土地利用計画の策定に関心を持っており、H15年度に「土地利用計画特別委員会」を設けた。市民意識調査の結果によれば、「計画的で秩序ある土地利用」の必要性について基本的には認識されている。地区懇談会のアンケートにも、飯田市の土地利用が適正ではないと感じている市民が多かった。しかしながら、特に農地に対しては、経営難・後継者難により土地利用転換への欲求が強く、農業経営の維持と農地の保全には様々な意見が出ている。また三遠南信自動車道天竜峡ICまでが19年度完成することもあり、周辺地区での土地利用に関する住民意識が盛り上がってきている。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)	(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	土地利用基本方針を基に個別計画間の相互調整や運用時の仕組みづくりまで一体的体系的に創り上げる。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	(課題) 土地利用制度に関する市民の理解、地域将来像や課題の共有 (克服方法) 市民と協働による計画づくりと策定に対する透明性の確保

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がある	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	